



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（平和・男女共同参画課） 1
- 都市計画事業の認可（道路街路課） 1
- 港湾区域の変更・2件（港湾課） 1

公 告

- 補正予算の公表（財政課） 2
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部運転免許課） 10

収用委員会事項

- 公示による通知 11

告 示

沖縄県告示第325号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成24年6月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 沖縄県男女共同参画センター使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社エーシーオー沖縄
 - (2) 所在地 那覇市首里汀良町3丁目82番地5
- 3 委託期間 平成24年4月1日から同年11月30日まで

沖縄県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年6月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名28号宮里大南線
- 3 事業施行期間 平成24年6月8日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 名護市大南四丁目並びに宮里五丁目及び六丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第327号

小浜港の港湾区域を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項において準用する同法

第9条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月8日

小浜港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 港湾名 小浜港
- 2 変更後の港湾区域

小浜三角点（北緯24度20分49秒、東経123度58分42秒）から95度19分37秒1,450.86メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内、同三角点から89度57分47秒2,938.36メートルの地点、同地点から88度34分05秒137.33メートルの地点、同地点から115度01分18秒1,208.33メートルの地点、同地点から119度11分10秒508.12メートルの地点、同地点から119度11分10秒685.17メートルの地点、同地点から109度50分20秒1,525.68メートルの地点、同地点から227度28分34秒129.81メートルの地点、同地点から289度50分20秒1,474.87メートルの地点、同地点から299度11分10秒694.57メートルの地点、同地点から299度11分11秒503.94メートルの地点、同地点から295度01分18秒1,177.11メートルの地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- 3 変更年月日 平成24年4月27日

沖縄県告示第328号

黒島港の港湾区域を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項において準用する同法第9条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月8日

黒島港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 港湾名 黒島港
- 2 港湾区域

黒島三角点（北緯24度14分15秒、東経123度59分41秒）から22度18分26秒2,025.63メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円内、同三角点から11度22分48秒2,912.25メートルの地点、同地点から11度22分48秒2,912.25メートルの地点、同地点から28度06分58秒1,402.96メートルの地点、同地点から62度54分46秒201.52メートルの地点、同地点から208度06分58秒1,487.09メートルの地点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- 3 変更年月日 平成24年4月27日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年5月21日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成24年6月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

平成24年度沖縄県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に11,324,939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ691,997,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 209,000,000	千円 593,960	千円 209,593,960
	1 地方交付税	209,000,000	593,960	209,593,960
9 国庫支出金		218,252,444	8,076,227	226,328,671
	2 国庫補助金	176,197,129	8,076,227	184,273,356
12 繰入金		31,091,465	2,040,052	33,131,517
	2 基金繰入金	30,810,139	2,040,052	32,850,191
15 県債		64,202,400	614,700	64,817,100
	1 県債	64,202,400	614,700	64,817,100
歳入合計		680,673,000	11,324,939	691,997,939

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 71,102,874	千円 1,390,400	千円 72,493,274
	2 企画費	14,337,253	657,900	14,995,153
	4 市町村振興費	31,419,865	681,250	32,101,115

	6 防 災 費	2,652,025	51,250	2,703,275
3 民 生 費		105,722,993	146,815	105,869,808
	1 社 会 福 祉 費	69,535,659	66,040	69,601,699
	2 児 童 福 祉 費	26,953,212	80,775	27,033,987
4 衛 生 費		23,991,757	578,483	24,570,240
	2 環 境 衛 生 費	1,566,166	220,937	1,787,103
	3 環 境 保 全 費	1,278,245	340,104	1,618,349
	5 医 薬 費	4,564,690	17,442	4,582,132
5 労 働 費		4,627,045	1,545,784	6,172,829
	1 労 政 費	3,550,479	1,516,955	5,067,434
	2 職 業 訓 練 費	941,346	28,829	970,175
6 農 林 水 産 業 費		62,975,090	1,298,974	64,274,064
	1 農 業 費	21,552,798	763,574	22,316,372
	2 畜 産 業 費	2,315,050	408,948	2,723,998
	3 農 地 費	28,740,649	20,000	28,760,649
	5 水 産 業 費	8,402,849	106,452	8,509,301
7 商 工 費		35,764,121	3,514,557	39,278,678
	1 商 業 費	1,912,040	2,025,040	3,937,080
	2 工 鉱 業 費	24,317,345	1,230,957	25,548,302
	3 観 光 費	9,534,736	258,560	9,793,296
8 土 木 費		86,326,565	1,321,429	87,647,994
	1 土 木 管 理 費	2,126,081	43,416	2,169,497
	2 道 路 橋 り ょ う 費	31,519,605	20,000	31,539,605
	3 河 川 海 岸 費	7,279,316	15,000	7,294,316
	4 港 湾 費	8,725,218	1,107,447	9,832,665
	5 都 市 計 画 費	23,580,976	135,566	23,716,542
10 教 育 費		155,977,062	1,528,497	157,505,559
	1 教 育 総 務 費	10,560,807	1,137,904	11,698,711

	4 高等学校費	44,711,110	264,901	44,976,011
	5 特別支援学校費	16,576,035	38,324	16,614,359
	6 社会教育費	1,569,820	55,774	1,625,594
	7 保健体育費	796,507	31,594	828,101
歳 出	合 計	680,673,000	11,324,939	691,997,939

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加・変更)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
	千円	千円	千円			
国際物流拠点施設整備事業	0	379,900	379,900	(借入方法) 証券借入又 は証券発行 による。 発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することが できる。 (借入時期) 平成24年度。 ただし、事 業その他の 都合により、	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置 期間を含め30年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。 ただし、財政の都 合により、据置期 間中であっても繰 上償還し、償還年 限を変更し、又は 借り換えることが できる。
高等学校施設塩害防止・ 長 寿 命 化 事 業	41,000	41,500	82,500			
県立学校再生可能 エネルギー導入事業	0	193,300	193,300			

				その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
合 計	64,202,400	614,700	64,817,100			

**平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計
補正予算（第1号）**

平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に150,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ516,321千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2 繰 入 金		278,517	120,000	398,517
	1 一般会計繰入金	278,517	120,000	398,517
3 県 債		21,000	30,000	51,000

	1 県	債	21,000	30,000	51,000
歳 入	合 計		366,321	150,000	516,321
歳 出					
款	項		補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1 土 木 費			9,311	150,000	159,311
	1 港 湾 費		9,311	150,000	159,311
歳 出	合 計		366,321	150,000	516,321

第 2 表 地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
中 城 湾 港 整 備 事 業	千円 21,000	千円 30,000	千円 51,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以上とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

				(借入時期) 平成24年度。 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。		
合	計	21,000	30,000	51,000		

**平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算
(第1号)**

平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に893,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,749,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計

2 繰越金		千円 59,588	千円 40	千円 59,628
	1 繰越金	59,588	40	59,628
4 県債		639,400	178,600	818,000
	1 県債	639,400	178,600	818,000
5 繰入金		0	714,560	714,560
	1 一般会計繰入金	0	714,560	714,560
歳入合計		856,759	893,200	1,749,959
歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 139,857	千円 893,200	千円 1,033,057
	1 港湾費	139,857	893,200	1,033,057
歳出合計		856,759	893,200	1,749,959

第 2 表 地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
中城湾港マリン・タウン整備事業	千円 639,400	千円 178,600	千円 818,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った	償還期間は、据置期間を含め30年以上とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期

				行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することが できる。 (借入時期) 平成24年度。 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。	後において は、当該見 直し後の利 率)	間中であっても繰 上償還し、償還年 限を変更し、又は 借り換えることが できる。
合 計	639,400	178,600	818,000			

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年6月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

物 品 等 の 名 称	購入予定数量	契約単価
I C免許証用カード基体	270箱	493,020円
I C免許証用カードインクリボン	122箱	140,000円

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号

3 契約の相手方を決定した日 平成24年4月2日

4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 契約の相手方を決定した手続 随意契約

6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第8号

収用しようとする土地 沖縄県那覇市若狭1丁目18番10

土地所有者 登記名義人亡古謝文昌相続人亡古謝カメ相続人 住所不明

土地所有者 古謝美智子 住所不明 ただし、本籍沖縄県那覇市松山1丁目12番地13

土地所有者 古謝康久 住所不明 ただし、本籍沖縄県那覇市松山1丁目12番地13

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

那覇広域都市計画道路3・4・那22号松山線裁決申請等事件に係る平成24年5月10日付け審理の開催及び現地調査の実施についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年6月29日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年6月8日

沖縄県収用委員会

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
--	---